

大東監告示第3号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和2年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和3年7月30日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

令和2年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

【選挙管理委員会事務局】【公平委員会事務局】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 事務局職員の代決等規定について</p> <p>選挙管理委員会と公平委員会の各事務局において、文書の決裁に係る代決規定に関し、総括参事（課長）の代決規定がなく、総括参事の専決事項において、総括参事が欠けた場合の決裁に支障が生じる可能性がある。例規は、職員の業務のマニュアルともいえる存在であることから、速やかに、関係例規の改正を図られたい。</p> <p>なお、選挙管理委員会事務局の事務処理の中で、文書番号の附番間違い、重複した告示番号等、不備がある文書が多くみられた。文書事務は、職員の事務処理の基本であることから、起案者だけでなく、文書主任、回議を受ける者、決裁者の一層のスキルアップ、組織的なチェック体制の強化を図られたい。</p>
選挙管理委員会事務局 措置状況
<p>令和3年3月1日付で、関係例規である「大東市選挙管理委員会に関する規定程」を見直し、同規程の代決規定を、総括参事の専決事項において、総括参事が欠けた場合でも参事補佐が決裁できるよう改正を行い、同日施行致しました。</p> <p>文書番号の附番間違いや、重複した告示番号等の取得など、基本的な事務の誤りについては、文書主任が不備がないか再度確認し、決裁者においてもチェックをする様に改めております。職員各自が公文書の取り扱い者として、文書管理の重要性を再度認識するよう注意するとともに、今後は、事務執行における文書の適正な管理に努めてまいります。</p>
公平委員会事務局 措置状況
<p>当代決規定については、令和3年3月26日付けで、総括参事（課長）の代決を参事補佐が行えるように公平委員会規則の一部改正を行い、同日施行いたしました。</p>

【選挙管理委員会事務局】

監査委員 指摘事項

(2) 選挙人名簿の閲覧について

文書事務にも関連するが、選挙人名簿の閲覧については、平成18年の公職選挙法の一部改正時に、大きく変更となっている。本市においても、大東市選挙人名簿抄本の閲覧に関する要綱が制定されているが、法令に沿った改正がなされないまま現在に至っている。令和2年度の市長、市議会議員選挙の前にも、数件の閲覧申請があったが、当該要綱の規定に基づかず、法令に沿った取扱いが行われている。

本件については、内容聴取時点では要綱改正手続中であったが、現状について報告されたい。

選挙管理委員会事務局 措置状況

選挙人名簿の閲覧については、法令に基づき令和3年3月1日付で当該要綱の全部改正の手続きを完了致しました。

現状の要綱については、法令に沿った取扱いが行われております。今後、このようなことがないよう、法令が改正された場合においては、しっかり確認をし、遅滞なく関係条文等の改正を行います。

【選挙管理委員会事務局】

監査委員 指摘事項

(3) 選挙事務における委託契約について

令和2年度においては、4月に市長、市議会議員選挙があり、多くの選挙に係る委託契約が締結された。時間に追われる中での契約でもあり、委託業務の内容が曖昧な仕様書、随意契約理由に疑義のあるものなど、委託契約事務に不備があるものが数多くみられたことを反省し、契約事務に対する取り組みの改善を図られたい。

なお、同じ事業者製の選挙関連機器で、その製造会社に点検等を委託する場合など、同じ事業者と同じ随意契約理由で何本も委託契約を締結している事例がある。これらの契約を統合することで、事務効率化の実現を図られたい。

選挙管理委員会事務局 措置状況

委託契約の不備が多くみられたことについては、反省すべきであると考えております。今後の契約においては、事務局として再度内容を見直し、不備がないよう適切な業務を行っていくよう努めてまいります。

選挙関連機器において、同じ事業者に対し、複数の委託契約をしている箇所について指摘を受けましたが、本年度の衆議院議員総選挙において、前回3つバラバラに契約していた点検業務を1つにまとめて契約をしたところでございます。今後は、業務の効率化、簡素化を図る観点から可能な分については契約を統合するように致します。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

(4) 業務委託について【議会事務局】

会議録反訳業務において、同じ仕様書にも関わらず、本会議と委員会に契約が分割され、単価も異なっており、随意契約理由も疑義がある。又、反訳業務に引き続く冊子の製作も反訳と同じ事業者であり、やはり随意契約理由に疑義がある。

自治体の契約は競争入札が原則であり、法令に合致する特別な理由があるときのみ随意契約が認められるものである。これら業務の委託契約の方法を見直し、事務効率化の実現を図りたい。

また、大東市議会映像インターネットサービスと会議録検索システム用サーバーホスティングサービスについては、システムの継続性、データ処理において他の事業者では正確かつ安価に保守できないという観点から、当初にシステムを導入した事業者と毎回、複数年にわたって随意契約で保守契約を更新している。この方式によると、一旦システムが導入されると永続的に保守の随意契約が更新されることになる。

複数年度にわたる長期契約など期間を区切ってシステムの導入を図る方式を採用するなど、漫然と随意契約が継続する状況の改善を図りたい。

議会事務局 措置状況

会議録反訳業務については、議会の本会議や委員会の議事運営が長時間にわたる上、発言者の内容が広範・多岐にわたっております。またその会議体では固有名詞や専門的な用語も多く、分かりにくいことから、円滑かつ適正に事務業務を確保するため、本市議会の反訳業務に慣れた同一業者と長年にわたり随意契約により契約締結を行ってきた経緯がございます。

しかしながら最近では、複数の業者が自動反訳システムを開発し、より優れたシステム運用がなされていることから、さらに正確で安価な自動反訳システムの活用も可能と考えられます。

このことから今後におきましては、効率的な事務の執行と改善に向けて本市の自動反訳システムの在り方について、早急により良い方法を検討して参ります。

次に大東市議会インターネットサービスと会議録検索サーバーホスティングサービスについては、当初導入したシステムであり、またその関連性が強いことと併せてシステム不良時に早急に対応できるノウハウを持ち合わせている点や市議会ホームページへの連動の必要性、映像及び会議録データの引継ぎコストの抑制等を考慮し、毎年随意契約により更新しております。

しかしながら今回ご指摘いただきましたとおり、事務の効率化や改善等も踏まえ、契約につきましては随意契約ではなくプロポーザル方式の検討や複数年契約による見直し等も念頭に置きつつ、今後より適切な契約方法等の改善とコスト削減に取り組んで参りたいと考えております。